

原発災害による「利用されるレジリエンス」と抵抗

—福島県南相馬市 X 集落を事例に—

東北学院大学大学院 人間情報学研究科 人間情報学専攻 博士後期課程 庄司貴俊

1 目的

本報告では、原発災害に見舞われた地域において、当該社会がもつレジリエンスが国により利用されているのかを検討する。2011年に福島県で起きた原発事故により、原発から20km圏内に対し、居住・生産制限が設けられた。こうした未曾有の出来事にもかかわらず、事故から5年が経過すると、徐々に原発の周辺地域に設けられていた居住・生産制限が解除されていくことになる。この点については、トム・ギルが述べる震災復興の操作として故郷イデオロギーが用いられているという指摘が重なる（ギル 2013）。たしかに、原発災害の場合、津波などの災害とは異なり、物理的な損害は生じておらず、地域社会は事故前の姿を保っている。避難を余儀なくされた人びとができるだけ早く避難元に戻り、暮らしを再建したいと考えても不思議ではない。

さらにいえば、国が設けた制限の内、立ち入りの禁止については1年後には解かれている。このように国の方針は、チェルノブイリ原発事故の場合とは異なり、人びとが避難元に帰れるように進められている。生活再建の場を避難元にするのか、他地域にするのかという選択が、避難者に委ねられているのである。以上を踏まえると、避難者が避難元と関わる、そして制限の解除後に帰還し生活を再建することは、国の思惑であるように思える。本報告では、こうした点を「利用されるレジリエンス」と呼ぶことにする。では果たして原発災害に見舞われた地域社会のレジリエンスは、国から利用されているだろうか。本報告では以上の問いについて考察する。

2 研究方法

居住・生産制限が設定された集落でフィールドワークを行い、調査で得た知見から考察する。

3 結果

調査の結果、まず人びとは自らが暮らしてきた故郷が残存していることから、地域と関わり続けていた。たとえば、事故後に農業をやめたFさんは、生産性がなくなった土地であっても、荒らすことなく維持することは義務といい、避難中に仮設住宅から地域に通っていた。集落で生活を再建したSさんは「集落のいろんな所に思い出があって、それを捨てることはできない」と説明する。他方で、人びとは常に国の方針に従っているわけではなかった。たとえば、事故直後の地域への立ち入りが禁止されている期間であっても、監視の目を掻い潜り、家や土地の手入れを行っていた。その背景には、少なくとも半世紀以上前から存在してきた集落規範が関係していた。

4 考察

本集落がもつレジリエンスも利用されているといえるが、それがすべてではない。人びとは事故直後から集落に通い、事故前の暮らしを一部ではあるが継続してきたからである。それゆえ、居住制限が解除され地元で生活再建をしても、人びとにとってそれは“帰還”とはズレたものになる。ここに地域がもつレジリエンスが利用されているだけではない側面が確認できる。

文献

ギル・トム, 2013, 「場所と人の関係が絶たれるとき—福島第一原発事故と『故郷』の意味」トム・ギル/ブリギッテ・シテーガ/デビッド・スレイター編『東日本大震災の人類学—津波、原発事故と被災者たちの「その後」』京都：人文書院, 201-38.